



道路交通法施行規則の一部が改正され、安全運転管理者業務が拡充されます！

【安全運転管理者の業務】

安全運転管理者等が行うべき7つの基本業務

- 運転者の適性等及び法令遵守状況の把握
- 運転計画の作成
- 危険運転防止のための交替運転者の配置
- 異常気象・災害時の安全運転の確保
- 点呼・日常点検による安全運転の確保
- 運転日誌の備付けと記録
- 運転者への安全運転指導



【拡充される業務】

酒気帯びの有無の確認及び記録の保存（令和4年4月1日施行）

- 運転前後の運転者に対し状態を**目視等**で**酒気帯びの有無**を確認（目視等」とは：顔色、呼気の臭い、声の調子等）
- 確認の内容を記録し、当該記録を**1年間保存**（記録内容：確認者名、運転者、自動車の登録番号等、確認の日時、確認方法、酒気帯びの有無、指示事項、その他必要事項）

アルコール検知器の使用等（令和4年10月1日施行）

- 前記の確認を**アルコール検知器**にて実施（アルコール検知器は、酒気帯びの有無を音、色、数値等で確認できるものであれば、特段の性能上の要件は問わない。）

施行前からアルコール検知器の準備と、同機器を用いた酒気帯び確認の積極的な実施をお願いします！！



岐阜県警では交通安全情報を配信しています！

交通安全情報URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/police/kotsuanzen/>

ツイッターURL <https://twitter.com/gpkoutsuukikaku>



ツイッター



交通安全情報